

那須烏山市個人情報ファイル簿

作成年月日	令和7年 6月 1日
最終更新年月日	令和 年 月 日

実施機関の名称 (法第74条第1項第2号)	市長
担当課名及びグループ名 (法第74条第1項第2号)	健康福祉課 社会福祉グループ

1	個人情報ファイルの名称 (法第74条第1項第1号)	定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務ファイル	
2	個人情報ファイル利用目的 (法第74条第1項第3号)	定額減税しきれないと見込まれた方に対し追加の給付金を支給するにあたり活用する	
3	記録項目 (法第74条第1項第4号)	1. 氏名 2. 住所 3. 性別 4. 生年月日 5. 年齢 6. 電話 7. 資産情報 8. 世帯員情報	
4	記録範囲 (法第74条第1項第4号)	定額減税しきれないと見込まれた方及びそれに相当する申請者	
5	記録情報の収集方法 (法第74条第1項第5号)	本人申請	
6	要配慮個人情報の有無 (法第74条第1項第6号)	☒ 有 ☐ 無	
7	記録情報の経常的提供先 (法第74条第1項第7号)	☐ 有（ ） ☒ 無	
8	開示請求等を受理する 担当課名及びグループ名 (法第74条第1項第9号)	(名 称) 健康福祉課 社会福祉グループ (所在地) 那須烏山市田野倉85-1	
		(名 称) 総務課 行政グループ (所在地) 那須烏山市中央1-1-1	
9	訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等 (法第74条第1項第10号)	☐ 有（ ） ☒ 無	
10	個人情報ファイルの種別	☐ 電算処理ファイル 法第60条第2項第1号	☐ マニュアル処理ファイル 法第60条第2項第2号
		電算処理ファイルに付随する マニュアル処理ファイル ☒ 有 ☐ 無 政令第21条第7項	
11	備 考	業務は単年度終了であるが1,000件以上のため作成	

- ・本市では、行政機関等匿名加工情報の提案の募集は行っておりません。
- ・本市では、条例要配慮個人情報はありません。
- ・このファイル簿における法とは「個人情報の保護に関する法律」のことです。
- ・このファイル簿における政令とは「個人情報の保護に関する法律施行令」のことです。